

平成30年第12回早島町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年12月3日（月）

16時 6分から17時27分

2. 早島町役場 2階第1会議室

3. 出席委員 12名

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第41号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第42号 基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利
用集積計画の公告）

議案第43号 農地法第5条（知事）

報告第21号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

報告第22号 農地法第4条（届出）

報告第23号 農地法第5条（届出）

報告第24号 農地法第18条（通知）

7. 農業委員会事務局員 3名

○事務局

それでは、これから平成30年第12回早島町農業委員会のほうを開催したいと思います。
それでは、会長、ご挨拶をお願いします。

○議長

〔会長挨拶〕

○事務局

ありがとうございました。それでは、本日の会議の成立についてでございます。

本日の出席委員さんは12名でございます。欠席の委員さんはいらっしゃいません。ですので、在任委員さんの過半数が出席をいただいておりますので、会議が成立していることをお知らせいたします。

それでは、これからの議事のほうは会長のほうにお願いします。

○議長

ありがとうございます。それでは、これより議事に入ります。まず、議事録の署名委員の指名を行います。私のほうで指名してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、議事録署名委員は9番の●●委員、1番の●●委員にお願いしますので、よろしくをお願いします。

それでは、日程1、議案第41号農用地利用集積計画の公告についてを議題といたします。

事務局、説明方してください。

なお、本件は●●委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、●●委員には一時退席をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔●●委員 退席〕

○事務局

それでは、議案書2ページをごらんください。今月の農用地利用集積計画は2件です。

番号1についてですが、利用権を設定する土地は、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米です。設定する権利の種類は賃貸借権で、貸付人は早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、借り受け人が、早島町早島●●番地にお住まいの●●さんです。利用権の存続期間は3年、始期が平成31年1月1日からの設定です。位置図は3ページとなっております。説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番●●委員からよろしくお願いいたします。

○1 番

報告します。11月28日に現地調査を行いました。場所は、●●さんの東側、右側に●●があります。ここはもう十数年●●さんがずっと利用されてるものですから、今までもきれいにされてるし、継続でもあることでもあるし問題はないと思います。以上です。

○議長

ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かこの件に関して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

その他ご意見等はいかがでしょうか。意見、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

意見もないようでありますので、議案第41号、番号1については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議ないようでありますので、議案第41号、番号1について承認し許可相当に決定いたしました。続いて、番号2について事務局より説明してください。

○事務局

それでは、議案書2ページをごらんください。番号2についてですが、利用権を設定する土地は、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町前潟●●番●●で、地目が田、面積が●●平米で、合計2筆、●●平米です。設定する権利の種類は使用貸借権で、貸付人は、早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さん、借り受け人が、早島町早島●●番地にお住まいの●●さんです。利用権の存続期間は5年、始期が平成31年1月1日からの設定です。位置図は4ページと5ページになっております。

説明は以上です。

○議長

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を8番の●●さん
お願いいたします。

○8 番

ここは、ページの位置図の2番のところなんですけど、位置的にはちょうど●●を渡って●●
のすぐ左手です。ここの土地は●●さんが持つとられますけど、家がすぐその東隣が家です、
その左、西隣にも田んぼがあります。これも先ほど●●さんが言われたように、何年も●●さん
がつくられてきた。とてもよく整備されていました。特に問題はないと思いました。以上です。

○議長

ありがとうございました。続いて、●●委員、報告をお願いいたします。

○2 番

11月29日に現地確認を行いました。場所は、●●の●●の北になります。地図でいうと5
ページですかね。ちょうど下にあります。それで、現状としましては、毎年もうこの田は耕作
されており、別に問題はなかろうかと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。これよりこの件に関して質疑はありますか。何か質疑はありません
でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がなければ、その他のご意見等はいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、意見もないようでありますので、議案第41号、番号2については承認したいと思います。
す。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ないようでありますので、議案第41号、番号2について承認し許可相当に決定いたしました。
続きまして、日程2の議案第42号基盤法第19条の規定による農地中間管理権の取得につい

てを議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

済いません、ここで●●さんに入室していただきます。

〔●●委員 入室〕

○事務局

それでは、議案書6ページをごらんください。

今月の農地中間管理権の取得に係る農用地利用集積計画は3件です。番号3から5についてあわせてご説明させていただきます。

番号3について、利用権を設定する土地は、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、合計1筆、●●平米です。設定する権利の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は、早島町早島●●番地にお住まいの●●さんでございます。利用権の存続期間は5年、始期が平成31年1月1日からの設定です。位置図は8ページとなっております。

続いて、番号4についてですが、利用権を設定する土地は、早島町前潟●●番、地目が田、面積が●●平米で、合計1筆、●●平米です。設定する権利の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は、早島町前潟●●番地●●にお住まいの●●さんでございます。利用権の存続期間は5年、始期が平成31年1月1日からの設定です。位置図は8ページとなっております。

続いて、議案書7ページの番号5についてですが、利用権を設定する土地は、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、合計1筆、●●平米です。設定する利用権の種類は使用貸借権で、農地中間管理機構への貸付人は、大阪府高槻市沢良木町●●にお住まいの●●さんでございます。利用権の存続期間は5年、始期が平成31年1月1日からの設定です。位置図は8ページとなっております。

説明は以上です。

○議長

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番●●委員からご報告をお願いいたします。

○2番

申請番号3から5になるんですけど、●●のちょうど南、田園風景がいいところですね。今回、財団法人が借りるということで、現在も耕作は行っており、別に問題はなかろうかと思えます。こういった事例がたくさん今後出てくるんじゃないかと思っております。以上です。

○議長

これよりこの件に関しまして質疑に入ります。何か質疑ありませんか、この件に関して。

○1 番

これは最終的に誰がつくられるんですか。

○事務局

私たちも知りません。機構がまず地主さんからもらって、その後、もう話はついた段階でもうここに上がってきています。誰に貸されるかは聞かされていないです。

○3 番

事務局のほうへお尋ねするんですけれども、ここの中間管理機構の経営耕地面積というんがあるんですが、●●平米、これは今まで何件か案件が上がってきたと思いますが、3 件か、4 件か、そのトータル面積ですか。管理機構が早島町の農家の土地を受け入れたという面積ですか。

○事務局

これは、現在機構に貸し付けされた面積です。

○議長

ほかに質疑はありませんか、この件に関して。

○事務局

済いません、先ほどの中間管理機構の分ですけど、10 年というのはただ1 筆を10 年貸せばお金がもらえるのではないので、リタイアされてもう自分が経営される耕地面積がもうない状態、あっても10 アール、それから市街化区域、その経営転換協力金っていうものですけども、自分がもう経営しないよっていうのが条件というのが1 つある。それからもう一つ、こちらのほうはちょっと少し安いんですけど、耕作者集積協力金ということで、2 筆以上ですね。2 筆以上連なっている、離れとったらだめなんですけど、一緒にくっついた土地を2 筆以上中間管理機構に預けて、それで借り受けてもらえたらっていうのも、その2 種類あるんです。だから、1 筆だけ10 年以上預けて借り手がついたからといってお金がもらえるという制度ではないんです。

ただ、●●さんの場合だとまだ経営面積、自分の経営になっとる分が●●弱ですか、まだあるようなことになっているので。それを全部こっちに振りかえれば。

○6 番

そうそう、それじゃから全部管理機構へ出して10 年出せばいいけれど。

○事務局

そういうことですね。済いません、ちょっと余計な話です。

○議長

よろしいですか、ほかに。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑ないようでありますので、ご意見等はいかがですか、その他のご意見。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑も意見もないようでありますので、議案第41号、番号3から5については承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ないようでありますので、議案第41号、番号3から5についてを承認し許可相当に決定いたしました。続きまして、議案第43号農地法第5条の規定による転用許可申請を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

それでは議案書9ページをごらんください。今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は3件です。番号1について、設定する権利の種類は所有権の移転です。

土地の所在地は、早島町早島●●番●●、地目が田、面積は●●平米、農地区分は第3種で、計1筆、●●平米です。譲り渡し人は、岡山市中区徳吉町●●丁目●●番●●号にお住まいの●●さん、譲り受け人は、早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さんでございます。転用目的は●●置き場で、申請事由は、盛り土・整地の上、●●置き場を造成するです。補足ですが、●●さんは自営で●●業を営んでおられ、その業務用地としての転用申請となっております。位置図は10ページとなります。説明は以上です。

○議長

それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を1番●●委員からよろしく願います。

○1番

報告します。調査は11月28日に行いました。場所なんですけれど、ここは早島の●●側に当たりまして、この南側には●●、そのすぐ東側、●●、ここのちょうど三角地帯にこの地番があるんですけれど、現状としてはもう十何年も耕作をされてないので草ぼうぼうで、荒れ放題ではないんですけれど、これは1年に1回か2回は管理しょうるかぐらいで、結構今までが周囲の人に草等で迷惑をかけてるとお聞きしてます。この買い主のほうは●●さんなんですけど、この地

番のすぐ南側に自宅でお住まいの方で●●業をやられておられる。●●のための資材だとか●●だとかを置くために使われるようにとお聞きしてます。今までの草ぼうぼうの状態から言われますと、幾分か管理が行き届いて周囲の人にも迷惑はかけないと、軽減できるんじゃないかと思えます。以上で報告です。

○議長

●●委員、ありがとうございました。この件に関してこれより質疑に入ります。
何かこの件に関して質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、その他のご意見等はいかがでしょうか、この件に関して。ご意見もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、意見がないようでありますので、議案第43号、番号1を承認したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ないようでありますので、議案第43号、番号1については許可相当に決定いたしました。
続きまして、番号2を議題といたします。事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

それでは議案書9ページをごらんください。

番号2及び番号3についてあわせて説明させていただきます。番号2について、設定する権利の種類は所有権の移転です。土地の所在地は、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積は●●平米、農地区分は第2種農地です。譲り渡し人は、早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、譲り受け人は、岡山市北区大安寺西町●●にお住まいの●●さん、●●さんでございます。転用目的は自己住宅で、申請事由は、妻の実家に近く子育てにも便利のため申請地に自己住宅を新築するです。位置図は11ページとなります。

続いて、番号3について、設定する権利の種類は使用貸借権です。

土地の所在地は、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積は●●平米で、農地区分は第2種、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積は●●平米、農地区分は第2種、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積は●●平米で、農地区分は第2種で、合計3筆、●●平米です。

貸し主は、早島町早島●●番地にお住まいの●●さん、借り主は、早島町前潟●●番地●●号にお住まいの●●さん、●●さんでございます。

転用目的は自己住宅及び通路で、申請事由は、現在の住まいと近く同じ環境で暮らせるため、妻の父の所有地でもある申請地に自己住宅を新築するです。位置図は11ページとなります。

説明は以上です。

○議長

ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番の●●さんお願いいたします。

○2番

申請番号2番、3番、同じ地区なんですけれど、この場所は●●の●●の北に当たります。もう●●戸連たんの一部での開発で、残りの部分を今年このような格好で申請が出てきております。もう別に問題はなかろうかと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。これよりこの件に関して質疑に入ります。何かこの件に関して質疑ありませんか。はい、6番●●委員。

○6番

2番、ここは前のこの黒いところを塗った折に工事した残土を入れとるかな、今。田んぼに戻してないんじゃない、何回も言うたけど。下へ30センチか40センチ残土を全部入れとるわな。

それで、前に工事した折に、土、残土を入れたらいけんから取ってもろうたというのを言うたけど、いまだに取らずに次の申請が出とるということは、もうええわええわでいきやあもうええいうことじゃな。

○事務局

一回言うて耕うんしてもらって取ってもらってます。

○4番

それじゃなしに撤去せにやおえんっていうことじゃろう。

○6番

耕うんじゃったら残土いっぱい埋め立てして耕うんすればええと。ただ、入る量が多いか少ないかだけど、この工事した残土を全部そこに入れとるが、前へ。それで、撤去したらどうかいうのを指摘したけど、いまだに撤去してないが。

○議長

前に一緒に見に行ったところ。

○6 番

そう。それで、撤去せずに次の申請で許可というたら、入れとけばええわええわで終わるんだと。それで、個人の人がしょうるんならまだ目をつむれるけど、ここは業者じゃけえな、しょうるのは。

もう早島はええかげんにもういらわれて、農業委員会はもうばかにされとるんと一緒じゃから。そこらは業者じゃからちょっと厳しゅう言うたほうがええんじゃねえんかな。

それで、一昨年も作付しとけば百姓をして農地にしたんじゃという言い逃れもできるけど、まるっきり農地として使ってないけえな、残土入れたまんま。じゃから、それはちょっとすることが外れとるんじゃないかと、と思うんですが。

○議長

ちょっとそれ厳重に言ってください。やっぱり不動産屋になめられちゃいかんからな。勝手なことをしょんよ。金がかかるからそういうところに行っとるわけよ。

○6 番

娘さんのところは自分方の家のあれじゃから、個人的にした言えば目がつむれるかわからんけど、奥はもう業者じゃけえな、不動産屋がしょうることじゃから。じゃから、その辺はちょっと厳しゅう、不動産屋へは厳しゅう言うたほうがええんじゃないんかな、これからも次々こういうことが起きてくと思うから。

○議長

ちょっと1回●●に話して。

○事務局

ちょっと今聞くと、●●さんはどかしましたという言い分らしいんです。どかした後に耕うんしましたっていう言い分なんですけど、何せそれはもう一回ちょっと確認させてもらいます。それをどかしたというものを出示してもらいます。

○議長

前に何かの拍子でわしも一緒に●●君と行ったんよ。見とったら、あのときから言うとりわけじゃからのう。

○6 番

言うた。そう言うたら、トラクターでばあっと耕うんしただけで撤去してないと。

○事務局

だから、その撤去した後に耕うんしたって言うわけ、撤去したかどうかというところが重要じゃないですか。

○6 番

そうそう。

○事務局

撤去したっていうものがわかるような書類を出してくれえいうて言やあええですね。

○6 番

現状を見れば、田んぼの位置じゃないと、高さが。だけど、それはわかろう。じゃけえ、言い逃れだけではいけんからな。

○事務局

ちょっとこちらで先に確認させてもらいます。それから、おえなんたら会長をお願いします。

それで、もうもし向こうからこういうふう撤去してますとかという写真とか、多分そういう残土も処分の方法を証明するものが出てきたら、もうちょっとそれで信用させてもらっていいですか。

○4 番

いや、そりやおえん。

○6 番

委員が確認せにやおえん。ほんまに取っとるのか取ってないのか、書類の上ばあでしたんじゃ何が起きとつてもわからんが。

○事務局

今回ここを行かせていただいたのが、栗坂さん。

○2 番

そうですね、はい。

○事務局

●●さんが今回現地確認されてますけど、●●さんはじゃあ当初を見てないという。

だから、今せっかく●●さんには現地確認いただいたけど、●●さんは当初のことがわかってないので比べようがないと。だから、当初わかってる方と一緒に現地を確認したほうがいいってことですよね。だから、それをちょっと段取りさせてください。

○6 番

●●さんは位置的に問題はないよということじゃけえな。その地面のことがわからんけん。

○事務局

ほんなら、もうこれ、ここのこの件についてはどうしましょかね。現地確認を行った後、会長と●●委員さんがオーケーっていうことであれば許可相当とさせてもらっていいですか。

○6 番

もっと大勢で見たほうがええんじゃねえんか。2人ばあじゃったら買収されるかわからんで。

○7 番

希望する委員さんに再度確認するということでもいいんじゃないですか。それでその結果をもって判断するということで。

○6 番

もう2人だけじゃなしに、できれば大勢の人で確認してもらいたほうが。

○事務局

いや、まあええんですけど、それは。当初を知ってるのがお二人だったので、お二人で思ってたわけです。

○6 番

娘さんのほうはもう許可してもええかなあと思うけど、不動産屋のほうはちょっと撤去してもらわにやいけんかなあ。そうしたら、これからもどんどんええがなええがなで残土を入れちゃあ申請してくるようになるけん。

○議長

それでよろしいですか、事務局のほうも。

○事務局

いいです。

○事務局

そしたら、娘さんのほうはもう許可と、この際。手前のところについては、後日立会した後に、もうどうしましょかね、許可をもう、それでオーケーだったらもうその日でおろして。

○6 番

それでよければね。残土が残つとれば一旦取れと。

○事務局

取れと。それで取った後に許可しますと。そういうこととさせていただきます。

○議長

今のやつはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、今の質疑はいいんですけど、ごめんなさい、質疑はいかがでしょうかね。質疑もういいですか。

○7 番

済いません、ちょっといいですか。

これに関連してなんですけど、早島町全体のこの50戸連たんを以前傍聴させてもらった都市再生協議会で、そこでは50戸連たんの見直しなんてのが計画案として上げてたんですけども、早島町として今後この50戸連たんどういうふうに考えていくのかなあと、教えてほしいんですけど。

○事務局

じゃあ、それについては今言える範囲でお話しさせていただきます。

今、●●委員さんからお話あったように、今早島町では都市構造再編計画というものの、都市計画的な話の中で、持続可能なコンパクトなまちづくりを目指すというところですね。そういう都市構造再編計画という計画を今現在策定に向かってやっております。それは都市再生協議会にいろいろご意見をいただきながら、先では都市計画審議会というところまで行く予定でございます。

その中の手法として、どういうふうにコンパクトな町をつくるかっていうところの手法として、政策的に50戸連たんの廃止を目指す。50戸連たんをこのまま認めていくと、50戸をつなげるだけで町が広がる、町が広がるって住居するエリアが広がってしまうので、このまま住居するエリアが広がると、どういうことが起きるかという、インフラの整備をやっていかないといけない。いつまでたっても早島町はインフラ整備をずっとやっていかないといけないっていうことで、それだと行政の財政を圧迫する可能性もあるということで、50戸連たんは廃止に向けていきましょうという流れを今岡山県のほうにお話をしているところでございます。

じゃあ、これがどういうふうに進んでいくかっていうことまではまだちょっと決まっていないので、ただ早島町として50戸連たんは廃止しますよっていう方向性だけは今岡山県のほうにお話をしていると。

実は県南広域、岡山県南広域都市計画区域というのが、早島町、倉敷市、岡山市、それから玉野市、総社市、赤磐市が県南広域都市計画区域というふうに入っております、そのそれぞれの市町さんで、早島町はこういうふうにしますよっていうことまではお知らせしております。中で、

ほかの市町さんも同じように50戸連たんは廃止しますっていう流れの市町さんもいらっしゃるし、岡山市さん、倉敷市さんは、それにちょっと先行されて農地法上でちょっと一部そういうことができないようにしております。なので、これが早島町がそういうことをすると、ほかの市町さんでもそういうふうな流れになってくるかなあというふうに思います。

県南都市計画の中では、即50戸連たんにさほど困っていない市町さんもいるので、全部が足並みそろっていくっていうことにはちょっとなかなかならないんですけども、早島町はそれを目指しますよということを宣言しております。

なので、ここから最低でも、最低です。最低でも5年ぐらいはちょっとかかっちゃうんですけど、都市計画上の事務上の話ですけど、5年ぐらいかかっちゃうんですけど、最短で35、36年度から廃止になるんです。という流れになります。

○7番

岡山、倉敷は先駆けて50戸連たんの規制をかけてるんですけども、この同じような手法で早島町が先駆けて50戸連たんの規制っていうのは考えてないんですか。

○事務局

そうですね。

○7番

考えられない、現実的な話で。

○議長

はっきり言うて、倉敷もやめとるじゃろう。困りようで、

○7番

道路が全部こういうL字型の道路が移管をされて、その維持管理で早島町は結構大変なんで。

○議長

50戸連たんで許可しとったろう。これはじゃからやめたろう。やめたところが売れんのんよ。残っとるところがある。議会でもまた議員がやんやん言ようらしいわ。この間倉敷のあっちが言ようたんです。くぎをしとるんじゃと。結局、不動産屋のためにしとるんじゃから、農家のためを思うてないんじゃ。だから流通、インターでもじゃろう。あんなことをインターじゃからいうてどんどんどんどん来るじゃろう。何もかんも業者の言うとおりにしちゃあかんよ。

○事務局

岡山市、倉敷市は都市計画のほうでとめてるんで、都市計画の決定権限を岡山市、倉敷市さんは自分のところで持ってます。早島町はそこを持ってないので、早島町ではそういうところがちょっと。

○議長

５０戸連たんいつから出ようるん、早島は。

○事務局

平成１２年ぐらい、済いません、これはちょっと僕の記憶なんで確かじゃないかもしれないですけど、５０戸連たん制度っていうのが平成１２年度で都市計画法が変わりました。その前は既存宅地の開発っていうものがあったて、岡山県南広域都市計画区域に指定されてるのが昭和４６年９月７日に県南広域都市計画区域、早島町もそこに基づいて町域全域が都市計画区域になっておりまして、その中で市街化区域、調整区域という線引きがなされたんです。それが昭和４８年です。

その昭和４８年以前に既に宅地化されていた土地について、昭和４８年以前の宅地であるということと、それから一団の集落をなしているっていうことが５０戸連たんっていうことにつながってくるんですけど、その一団の集落をなしているっていう意味合いで５０戸連たんすれば、この２つの要件が満たされれば、既存宅地の開発ということで開発が許可になっておりました。それは昭和４８年の線引き以降がそうでした。

それが平成１２年に都市計画法が変わりまして、その既存宅地の要件自体がなくなりますということのかわりに、開発の許可要件として５０戸連たんだけが残っちゃったんです。その昭和４８年以前の宅地だったかどうかっていうことはさておきっていうところで、そこだけが、５０戸連たん制度だけが残って今に来ております。

今までも会長のおっしゃるとおり、５０戸連たん制度の問題点っていうのは、ほかの市町さん等もいろいろ上がってて、廃止に向けては県が少し作業をして中が飛んだっていうところで、県が主導だとなかなか進まないの、やっぱり町でこうやりますよということで町から、下から突き上げて県を動かそうということで、今回早島町は５０戸連たん制度の廃止をしようということで、その都市構造再編計画の中でうたって岡山県のほうに宣言したと、そういうふうをお願いをしております。ということです。

○３番

やめる決定権というのは県知事にあるんですか。

○事務局

そうですね。県の条例、開発許可になります。

周知期間が１年です。経過措置が５年というふう。

○議長

もういいですか、この件に関して。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

じゃあ、先ほど議案第43号ですか、これは一応話をして確認するという事で終わりました。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

続きまして、よろしいですか。事務局、●●君、いい。

○事務局

議案第43号の番号1と番号3は許可相当ということでいいですか。

○議長

はい。

○事務局

番号2だけまた確認するという事で。

○議長

はい。

○議長

続きまして、報告第21号農地法第3条の3の規定による届出についてを、事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

それでは議案書12ページから13ページをごらんください。番号1から3についてあわせてご報告いたします。

番号1についてですが、届け出に係る農地は、早島町早島●●番、地目が田、面積が●●平米外14筆で、合計15筆、●●万●●平米です。こちらは●●さんから相続により、早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さんが所有権を取得したことによる届け出となっております。位置図は14ページです。

続いて、番号2についてご報告いたします。

届け出に係る農地は、早島町早島●●番●●、地目が田、面積が●●平米、早島町前潟●●番、地目が田、面積が●●平米、早島町前潟●●番、地目が田、面積が●●平米で、合計3筆、●●平米です。こちらは●●さんから相続により、早島町矢尾●●番地にお住まいの●●さんが所有権を取得したことによる届け出となっております。位置図は15ページ、16ページです。

続いて、番号3についてご報告いたします。

届け出に係る農地は、早島町矢尾●●番●●、地目が宅地、面積が●●平米、早島町矢尾●●

番●●、地目が宅地、面積が●●平米、早島町早島●●番、地目が田、面積●●平米、早島町早島●●番、地目が田、面積が●●平米で、合計4筆、●●平米です。こちらは●●さんから相続により、早島町矢尾●●番地にお住まいの●●さんが所有権を取得したことによる届け出となっております。位置図は17ページです。

報告第21号、番号1から3については、添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしております。

報告は以上です。

○議長

ちょっと済みませんが、休憩させてください。トイレに行きます。よろしいですか。

〔休憩〕

○議長

再開します。事務局、内容の説明ありがとうございました。

ただいまの報告に関して質疑や意見はありませんか。

○7番

13ページの申請番号3なんですけど、これはこの下の空白はこれは何ですか。この所有者のところ、●●さんの下。これは何、間違いですか。

○事務局

済みません、これは。不要な線です。誤りです。ありがとうございます。

○議長

これに対して質疑、意見等ございませんか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

この質疑、意見がないようでありますので、以上の報告第41号、番号1から3を終わります。

続きまして、報告第22号農地法第4条の規定による農地転用届出についてを、事務局、説明方お願いいたします。

○事務局

それでは議案書18ページをごらんください。今月の農地法第4条の規定による届け出は2件でございます。番号1から2についてあわせてご報告いたします。

番号1について、届け出地は、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、合計1

筆、●●平米です。届け出人は、早島町前潟●●番地にお住まいの●●さんです。転用目的は、●●駐車場です。位置図は19ページになります。

続いて、番号2について、届け出地は、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米で、合計1筆、●●平米です。届け出人は、早島町前潟●●番地にお住まいの●●さんです。転用目的は、●●で、位置図は19ページになります。

報告第22号、番号1から2については市街化区域内の農地であり、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告は以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいまの報告に関して質疑や意見ありませんか、この件に関して。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、意見などないようでありますので、以上の報告第41号、番号1から2を終わります。

続きまして、報告第23号農地法第5条の規定による転用届出についてを事務局から報告をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案書20ページをごらんください。今月の農地法第5条の規定による転用届け出は1件です。

番号1について、設定する権利の種類は使用貸借権です。届け出に係る農地は、早島町早島●●番●●、地目が宅地、面積は●●平米で、合計1筆、●●平米です。貸し主は、早島町早島3●●番地●●にお住まいの●●さん、借り主は、早島町早島●●番地●●にお住まいの●●さんです。転用目的は、自己住宅で、位置図は21ページになります。

報告第23号、番号1につきましては、市街化区域内の農地ですが、届け出地は既に住宅が建っており、地目変更の手続が行われていなかったため再度届け出されております。こちらは添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしております。

報告は以上です。

○議長

説明ありがとうございました。

ただいまの報告に関して質疑や意見はないと思いますけど、いかがでしょうか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、意見等はないようでありますので、以上の報告第23号、番号1を終わります。

続きまして、報告第24号農地法第18条の規定による通知についてを事務局から報告方お願いいたします。

○事務局

それでは議案書22ページをごらんください。今月の農地法第18条の規定による通知は1件です。番号1についてですが、解約された農地は、早島町前潟●●番、地目が田、面積が●●平米、早島町前潟●●番●●、地目が田、面積が●●平米です。貸付人が、早島町前潟●●番地にお住まいの●●さん、借り受け人が、早島町早島●●番地にお住まいの●●さんでございます。位置図は23ページです。

報告は以上です。

○議長

ただいまの報告に関して質疑、意見等はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ないようでありますので、報告第24号農地法第18条の規定による通知についてを終わります。

それでは、その他の意見について事務局からお願いいたします。

○事務局

次回の農業委員会ですが、1月11日金曜日10時からを予定しております。1月11日金曜日です。場所は、2階の第1会議室です。また議案書を送付いたしますのでよろしくお願いします。

○議長

それでは、以上で本日の議案並びに報告事項は全て終了しました。

第12回早島町農業委員会を閉会いたします。長いことご苦労さまでした。

上記会議の次第は、事務局 ●●の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

平成31年1月11日

会 長

議事録署名委員

番

番